

事業者向け

改正健康増進法 対応サポートブック

(第2版)



STOP

望まない受動喫煙をなくそう!

Eliminate involuntary secondhand
smoke exposure.

杜绝令人困扰的被动吸烟

- 多くの施設において屋内が原則禁煙に
- 20歳未満の方は喫煙場所へ立入禁止に

- 屋内での喫煙には喫煙室の設置が必要に
- 喫煙室には標識掲示が義務付けに

名古屋市 受動喫煙



事業者の皆様へのお願い

受動喫煙防止のためのたばこに関するルールができました。

健康増進法の一部を改正する法律が、平成30年7月に成立しました。今後、令和2年4月1日の全面施行に向けて、準備が進められています。本改正は、望まない受動喫煙の防止を図るため、特に健康影響が大きい子ども、患者等の皆さんに配慮し、多くの方が利用する施設の区分に応じ、施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、管理者の方が講すべき措置等について定めたものです。

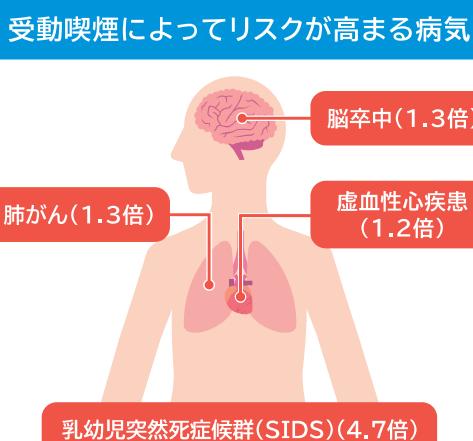
講すべき措置の例として、屋内に喫煙をすることができる場所を設ける際は、管理者は施設出入口に標識を掲示しなければなりません。標識の掲示を怠り、行政による指導等にも従わない悪質な場合には、行政処分(過料適用)の対象となります。

名古屋市は「健康なごやプラン21(第2次)」に基づき、すべての市民が健康で心豊かに生活できる社会をめざしております。市民の健康に影響を及ぼす受動喫煙を防ぐために、たばこに関するルールについてのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

受動喫煙による健康影響について

受動喫煙によってリスクが高まる病気*には肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群(SIDS)があります。年間約15,000人が、受動喫煙を受けなければ、これらの疾患で死亡せずに済んだと推計されています。

*因果関係を推定するに証拠が十分(確実)な病気



出典 「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」、国立がん研究センターがん情報サービス

受動喫煙による年間死亡数推計値

	男 性	女 性
肺がん	627	1,857
虚血性心疾患	1,571	2,888
脳卒中	2,325	5,689
小計	4,523	10,434
乳幼児突然死症候群(SIDS)		73
合計		15,030(人)

*各疾患の死亡数の何%が受動喫煙によるものかを計算し、その割合を2014年の死亡数に乘じ算出した。

出典 厚生労働科学研究費補助金循環器疾患・糖尿病等生活習慣病対策総合研究事業「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」

多くの人が利用する全ての施設において、原則屋内禁煙となります

あなたの施設内に喫煙場所を設ける場合、何らかの対応をしていただく必要があります。
以下のフローチャートを使って、必要な対応を確認しましょう。

あなたの施設は学校、病院、児童福祉施設等、行政機関のいずれかですか。

A はい B いいえ

B いいえ

あなたの施設ではたばこの対面販売を行っていますか。

A はい B いいえ

はい A

あなたの施設は「シガーバー(スナック)、たばこ販売店」ですか。

A はい B いいえ

*シガーバー(スナック)、たばこ販売店の要件は5ページを参照

B いいえ

B いいえ

あなたの施設は「飲食店で」、「かつ以下の3つの条件」を満たしていますか。

1. 令和2年4月1日時点で営業している
2. 客席面積100m²以下
3. 個人または中小企業(資本金5千万円以下)が経営

A はい B いいえ

B いいえ

A はい

分類
1
飲食店
(既存小規模を除く)・
オフィス等

3ページ参照

分類
2
飲食店
(既存小規模)
届出書を提出して
いただく場合が
あります。

4ページ参照

分類
3
シガーバー
(スナック)・
たばこ販売店

5ページ参照

分類
4
学校・病院等

6ページ参照

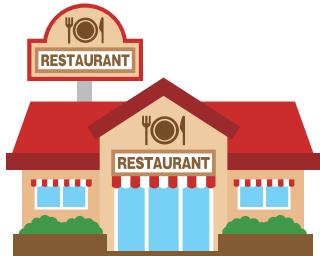


1 飲食店(既存小規模を除く)・オフィス等の方

第二種施設等

対象

飲食店(既存小規模を除く)、事務所、工場、ホテル、旅館、
鉄道、船舶など



あなたの施設は原則屋内禁煙です。

**喫煙場所を設ける場合、飲食等の提供の可否、喫煙できるたばこの種類、
喫煙場所の範囲により対応が変わります。**

必要な対応等

■ 喫煙室設置パターン

	喫煙場所の範囲	
	施設の一部	施設の全部
●飲食等の提供可能 ●たばこの喫煙が可能	飲食可能な 喫煙室は 設置できません 	施設の全部を 喫煙可能とすることは できません 
●飲食等の提供可能 ●加熱式たばこのみ喫煙が可能	加熱式たばこ 専用喫煙室を 設置する (経過措置)  7ページ参照	
●飲食等の提供不可 ●たばこの喫煙が可能	喫煙専用室を 設置する  7ページ参照	

*20歳未満の方は、喫煙場所へは立入禁止です。

*旅客運送事業船舶・鉄道車内(船内)の喫煙室は、喫煙専用室または加熱式たばこ専用喫煙室の要件を満たさなければなりません。

*人の居住の用に供する場所(住宅、ホテルや福祉施設の個室等)は、法律の規制対象外です。

令和2年4月1日より規制が適用されます。

2 飲食店(既存小規模)の方

第二種施設

対象

次の3つの条件を満たしている飲食店

- ① 令和2年4月1日時点で営業している
- ② 客席面積100m²以下
- ③ 個人または中小企業(資本金5千万円以下)が経営



あなたの施設は原則屋内禁煙です。

**喫煙場所を設ける場合、飲食等の提供の可否、喫煙できるたばこの種類、
喫煙場所の範囲により対応が変わります。**

必要な対応等

■ 喫煙室設置パターン

	喫煙場所の範囲	
	店内の一部	店内の全部
●飲食等の提供可能 ●たばこの喫煙が可能	喫煙可能室を設置する (経過措置) 8ページ参照 届出書を提出してください	 喫煙可能店とする (経過措置) 8ページ参照 届出書を提出してください
●飲食等の提供可能 ●加熱式たばこのみ喫煙が可能	加熱式たばこ専用喫煙室を設置する (経過措置) 7ページ参照	
●飲食等の提供不可 ●たばこの喫煙が可能	喫煙専用室を設置する 7ページ参照	 施設の全部を喫煙専用室とすることはできません。

*20歳未満の方は、喫煙場所へは立入禁止です。

令和2年4月1日より規制が適用されます。

3 シガーバー(スナック)、たばこ販売店の方

喫煙目的施設

対象

喫煙を主目的とするバー、スナック等、店内での喫煙可能な
たばこ販売店



あなたの施設は原則屋内禁煙です。
店内の一部または全部を喫煙可に
することができます。

喫煙を主目的とするバー、スナック等の要件

- ①たばこの対面販売(出張販売を含む。)をしていること
- ②施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的としていること
- ③設備を設けて客に飲食をさせる営業(「通常主食と認められる食事(注)」を主として提供するものを除く。)を行っていること
(注)米飯類、菓子パンを除くパン類、めん類等

たばこ販売店の要件

- ①たばこ又は喫煙の用に供するための器具の販売(たばこの販売については、対面販売をしている場合に限る)をしていること。
なお、店舗で販売している商品が陳列されている棚のうち、たばこ又は専ら喫煙に供するための器具の占める割合が約5割を超えていていること
- ②施設の屋内の場所において喫煙をする場所を提供することを主たる目的としていること

必要な対応等

店内の一部に喫煙室(=喫煙目的室)を設ける場合は、以下の要件を満たしてください。

- ①法律に定められた技術的基準を満たした喫煙室にする必要があります。 [技術的基準は 9ページ参照](#)

- ②店舗の出入口に「喫煙目的室」があることがわかる
下図のような標識を掲示しなければなりません。



- ③喫煙室の出入口に「喫煙目的室」であることがわかる
下図のような標識を掲示しなければなりません。



*20歳未満の方は、喫煙場所へは立入禁止です。

*標識は名古屋市公式ウェブサイト等でダウンロードをして使用してください。

店内全部を喫煙可にする(=喫煙目的店(室))場合は、以下の要件を満たしてください。

- ①法律に定められた技術的基準を満たした喫煙室にする必要があります。(注) [技術的基準は 9ページ参照](#)

- ②店舗の出入口に「喫煙目的店」であることがわかる
下図のような標識を掲示しなければなりません。



(注)特定施設等の屋内又は内部の場所に限ります。

*20歳未満の方は、喫煙場所へは立入禁止です。

*標識は名古屋市公式ウェブサイト等でダウンロードをして使用してください。

対象

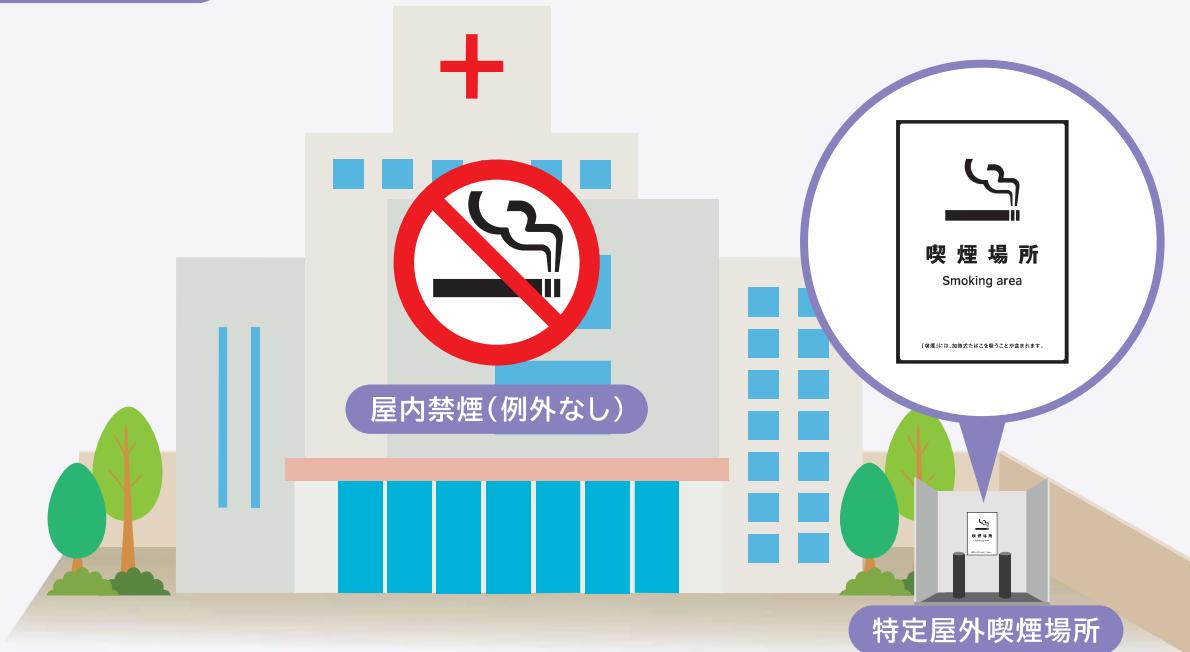
学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、施術所、児童福祉施設、行政機関の庁舎等



あなたの施設は敷地内禁煙です。

ただし屋外には特定屋外喫煙場所を設けることができます。

必要な対応等



▶ 特定屋外喫煙場所について

以下の3つの要件を満たした場所に特定屋外喫煙場所を設置することができます。

- ① 喫煙をする場所が区画されていること
- ② 喫煙をできる場所であることが表示されていること
- ③ 施設の利用者が通常立ち入らない場所であること

*バス、タクシー、飛行機は車内(機内)に喫煙場所をつくることはできません(施行日は令和2年4月1日)。

喫煙室の分類と標識の掲示

喫煙専用室

▶たばこを吸うためだけの部屋です。飲食等喫煙以外のことはできません。

要 件

①法律に定められた技術的基準を満たした喫煙室にする必要があります。[技術的基準は 9ページ参照](#)

②施設の出入口に

「喫煙専用室」があることがわかる

下図のような標識を掲示しなければなりません。



③喫煙専用室の出入口に

「喫煙専用室」であることがわかる

下図のような標識を掲示しなければなりません。



*20歳未満の方は、喫煙場所へは立ち入り禁止です。

*標識は名古屋市公式ウェブサイト等でダウンロードをして使用してください。

喫煙室の分類と標識の掲示

加熱式たばこ専用喫煙室(経過措置)

▶加熱式たばこに限り喫煙ができる部屋です。飲食等喫煙以外のこともできます。

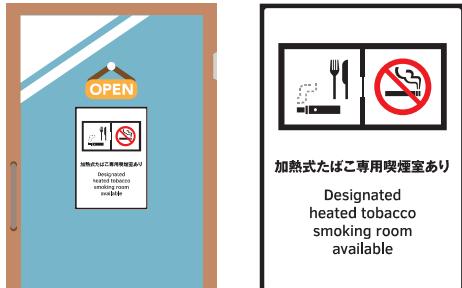
要 件

①法律に定められた技術的基準を満たした喫煙室にする必要があります。[技術的基準は 9ページ参照](#)

②施設の出入口に

「加熱式たばこ専用喫煙室」があることがわかる

下図のような標識を掲示しなければなりません。



③加熱式たばこ専用喫煙室の出入口に

「加熱式たばこ専用喫煙室」であることがわかる

下図のような標識を掲示しなければなりません。



*20歳未満の方は、喫煙場所へは立ち入り禁止です。

*標識は名古屋市公式ウェブサイト等でダウンロードをして使用してください。

喫煙室の分類と標識の掲示

喫煙可能室・喫煙可能店(経過措置)

▶ 飲食店(既存小規模)のみにつくることができる喫煙場所です。飲食等喫煙以外のこと也可以ます。

要件

〈喫煙可能室〉

①法律に定められた技術的基準を満たした喫煙室にする必要があります。[技術的基準は 9ページ参照](#)

②施設の出入口に

「喫煙可能室」があることがわかる

下図のような標識を掲示しなければなりません。



③喫煙可能室の出入口に

「喫煙可能室」であることがわかる

下図のような標識を掲示しなければなりません。



*20歳未満の方は、喫煙場所へは立入禁止です。

*標識は喫煙可能室設置届出書を提出いただいた場合送付いたします。

要件

〈喫煙可能店〉

①たばこの煙(蒸気を含む。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること

②施設の出入口に

「喫煙可能店」であることがわかる

下図のような標識を掲示しなければなりません。



*20歳未満の方は、喫煙場所へは立入禁止です。

*標識は喫煙可能室設置届出書を提出いただいた場合送付いたします。

*喫煙可能室、喫煙可能店を設置する場合について

・喫煙可能室設置施設届出書を提出してください。[届出書の提出については 10ページ参照](#)

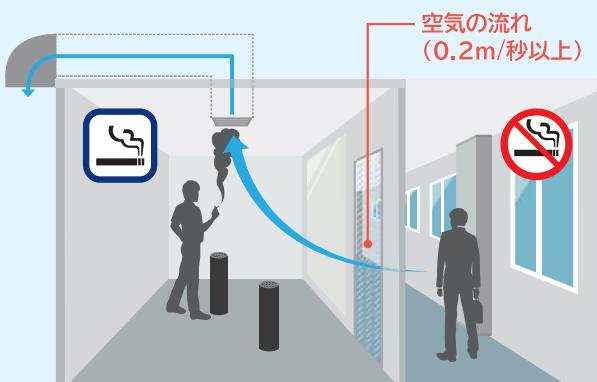
・施設内の客席部分の床面積、および資本金の額または出資の総額が記載された書類の保管をしなければなりません。(提出は不要)

技術的基準 (喫煙目的室、喫煙目的店、喫煙可能室、喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室に必要なたばこの煙の流出防止)

喫煙室を設ける際に必要な基準が以下の3つです。

- ① 喫煙室の出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙(蒸気を含む。以下同じ。)が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外に排気されていること

*令和2年4月1日に既に存在している建物であって、管理権原者の責めに帰すことができない事由によって上記基準を満たすことができない場合は、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気することのできる喫煙ブース等を設置することにより、上記①②③の基準と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができます。



20歳未満の方は、喫煙場所へは立入禁止

20歳未満の方については、たとえ喫煙を目的としない場合であっても、一切、法に定められた喫煙場所へは立入禁止となります。これについては、たとえ従業員であっても立ち入ることはできません。

喫煙室のある施設における従業員への対策

改正法では、各施設の管理者に対し、従業員の受動喫煙を防止するための措置を講ずることを努力義務として設けています。また、労働安全衛生法において、事業者に対して屋内における労働者の受動喫煙を防止するための努力義務を課しています。

健康増進法で義務付けられる事項と労働安全衛生法の努力義務により事業者が実施すべき事項をまとめた「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」を参考に、施設ごとの実情に応じて、受動喫煙対策を進めましょう。

*「職場における受動喫煙防止のためのガイドライン」は、厚生労働省ホームページにて公開されています。

財政支援について

事業者が、受動喫煙対策を行う際の支援策として、各種喫煙室の設置等に係る、財政上の支援制度があります。

〔財政支援〕受動喫煙防止対策助成金

中小企業事業主が受動喫煙防止対策を実施するために必要な経費のうち、一定の基準を満たす各種喫煙室等の設置などにかかる工費、設備費、備品費、機械装置費などの経費に対して助成を行う制度です。

詳しくは 愛知労働局までお問合せください。

助成金の申請について 雇用環境・均等部 企画課 電話:052-857-0313

喫煙室等に関する技術的な事項など 労働基準部 健康課 電話:052-972-0256

喫煙場所を設置する際の配慮義務

多数の者が利用する施設を管理する者は、喫煙場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければなりません。当該配慮義務の内容の具体例としては、喫煙場所を設ける場合には施設の出入口付近や利用者が多く集まるような場所には設置しないこと、喫煙室を設ける場合にはたばこの煙の排出先について当該喫煙場所の周辺の通行量や周辺の状況を勘案して受動喫煙が生じない場所とすること等の措置を講じることが考えられます。



飲食店(既存小規模)

「喫煙可能室」「喫煙可能店」を設置する場合の届出について

「喫煙可能室」を設置する場合、または「喫煙可能店」とする場合は、所定の届出書により、店舗の名称や所在地等を本市に届け出してください。

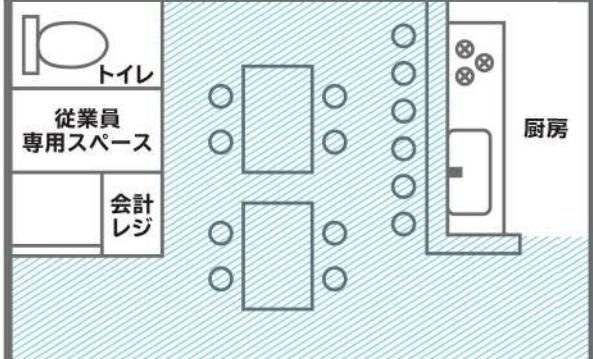
【受付先】 *郵送

名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

送付先 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

問合せ電話番号等 電話:052-972-4058 FAX:052-972-4152 (8:45~17:30 土日祝日、年末年始除く)

*届け出た内容に変更が生じた場合や、設置していた「喫煙可能室」「喫煙可能店」を廃止した場合は、所定の届出書により、速やかに上記受付先に届け出してください。

よくあるお問い合わせ	回答
標識はどこで入手できますか？	名古屋市公式ウェブサイト等でダウンロードをして使用してください。
「喫煙可能室」を設置する場合、または「喫煙可能店」とする場合の届出書はどこで入手できますか？ ＊「喫煙可能室」「喫煙可能店」が設置できる施設については、4ページおよび8ページをご覧ください。	当サポートブックを郵送でお受け取りになられた方 郵送の際に、封筒に同封している届出書の書式を使用してください。 上記以外の方 名古屋市公式ウェブサイトに書式を掲載しておりますので、ダウンロードをして使用してください。
「喫煙可能室」を設置する場合の条件に 「客席面積100m ² 以下」とありますが、 「客席」とは何を指しますか？ ＊「喫煙可能室」を設置する場合の3つの条件 ①令和2年4月1日時点で営業している ②客席面積100m ² 以下 ③個人または中小企業(資本金5千万円以下)が経営	店舗全体のうち、客席から明確に区分できる <u>厨房、トイレ、廊下、会計レジ、従業員専用スペース</u> 等を除いた部分を指します。 〈客席部分の例〉  青色の斜線箇所が客席部分です。
バー(スナック)はどのような扱いになりますか？	喫煙を主目的とするバー、スナックは、店内の一部または全部を喫煙可にすることができます。 ＊詳しくは5ページをご覧ください。

名古屋市受動喫煙対策センター(令和2年11月30日まで)

電話番号
ナビダイヤル

0570-033-001

(受付時間 9:00~17:00 土日祝日、年末年始除く)

*聴覚や言語に障害をお持ちで、電話でのお問合せが困難な方は、FAXからもお問合せいただけます。
(FAX:0570-078-766)

(一部改訂)2020年3月発行

【事業主体】名古屋市健康福祉局健康部健康増進課

住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話番号等 電話:052-972-4058 FAX:052-972-4152
(8:45~17:30 土日祝日、年末年始除く)

名古屋市 受動喫煙



[http://www.city.nagoya.jp/
kenkofukushi/page/0000024729.html](http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000024729.html)

QRコードは(株)デンソーウエーブの登録商標です▶



QRコードで
簡単アクセス